

令和5年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年5月30日 開会

令和5年5月30日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



# 令和5年第5回教育委員会定例会

令和5年5月30日（火）  
午後4時00分 開会

## ○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
  - 報告第21号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年5月分）について
  - 報告第22号 令和5年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について
  - 報告第23号 令和5年度児童生徒就学援助費受給者の認定について
  - 報告第24号 令和4年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について
  - 報告第25号 令和4年度中学校英語検定助成等について
  - 報告第26号 臨時代理の報告について
  - 報告第27号 小中学校児童生徒の不登校の状況について
- 5 議案審議
  - 議案第8号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について
  - 議案第9号 新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について
  - 議案第10号 新十津川町社会教育委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

## ○ 出席委員（5名）

久保田 純 史  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人  
高 桑 祥 代

## ○ 欠席委員（0名）

## ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 鎌 田 章 宏  
学校教育グループ長 石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和5年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎石井グループ長

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、4月の25日から本日5月30日まででございます。4月28日、ふるさと公園開き並びにピンネシリ山開き安全祈願祭及びふるさと公園リニューアル施設落成式、こちらがふるさと公園で行われ、久保田教育長が出席してございます。4月29日、北海道日本ハムファイターズの少年野球教室が開催され、午前中は新十津川小学校のグラウンドにて新十津川ホワイトベアーズ11人、滝川少年野球倶楽部7人の合計18人、午後からは新十津川中学校のグラウンドにて新十津川中学校野球部7人、滝川市立開西中学校野球部11人の合計18人を対象に実施されております。5月9日、ゆめりあ生き甲斐ホールにて、ふるさと学園大学入学式が開催され、今年度入学者95人のうち77人が出席いたしました。入学式終了後、昼休みをはさんで、午後からカリキュラム第1講といたしまして「アンチエイジング～最近の話題～」と題し、社会医療法人禎心会札幌禎心会病院 徳田院長に講演をいただきました。5月13日、とっぷ子どもゆめクラブの発会式が改善センター多目的ホールで開催されました。登録児童52人のうち45人の出席があり、発会式のあと酒米ねんどとみんなのねんどプロジェクトと題しまして、株式会社JEP LAN 取締役社長岩元美智彦氏によるリサイクルについての講演、また、酒米粉を使用した酒米ねんどの紹介と作品制作を行いました。5月17日、4年ぶりに奈良県十津川中学校3年生15人と引率教職員5人が修学旅行で来町され、グリーンパークしんとつかわで歓迎会を開催いたしました。皆様、ご出席ありがとうございました。ご一行は16日に来道され、初日は札幌市内を観光、17日に南富良野町でラフティングを楽しんだのち、旭山動物園を見学し、新十津川町へ来町、18日は新十津川神社、開拓記念館、役場庁舎を見学ののち、新十津川中学校で3年生と交流会を開催いたしました。そのあと小樽市へ向かい、ガラス細工などを体験し、19日に北海道を離れられました。来道された4日間、とても天候に恵まれまして、我が町との繋がりとも肌で感じることができ、良い思い出ができたかと思われまます。5月29日、空知教育局教育支援課長、社会教育指導班主

査、義務教育指導班主任査、主任指導主事4名がゆめりあに来庁され、今年度の学校教育事業について協議を行いました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第21号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年5月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校は、3年生男子が1人増で27人、3年生が計68人、小学校全体で320人の在籍で1人増でございます。中学校は、1年生女子が1人減で30人、1年生の計53人、中学校全体で159人の在籍で1人減でございます。小学校320人、中学校159人、合わせて479人の在籍で増減なしでございます。特別支援につきましては異動はございませんでした。以上、報告第21号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第21号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第21号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第21号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第22号令和5年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。6ページ、7ページの報告第22号別紙をご覧ください。6ページの表は、要保護、準要保護に係わる分でございます。援助費目及び支給額につきましては、一覧のとおりでございます。こちらは、国の補助単価に基づいておりますが、昨年度と比較をし、新入学準備費及び新入学児童生徒学用品費等の中学生の支給額が60,000円から63,000円に増額となっております。7ページの特別支援学級分も同じく、新入学準備費及び新入学児童生徒学用品費等の中学生の支給額が

28,990円から30,490円に増額となっております。その他につきましては、それぞれ要保護、準要保護の支給額の基本2分の1の額となっております。6ページ、7ページ下段の学用品費等支給内訳の表は、学用品費等につきましては、年3回の支給となっておりますので、各期の支給額を記載したものでございます。以上、報告第22号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第22号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第22号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第22号令和5年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第23号令和5年度児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書9ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、(1)生活保護受給世帯、0世帯0人、(2)その他世帯、54世帯83人、小学生51人、中学生32人でございます。認定状況につきましては、別紙のとおりとしまして、報告第23号別紙、お配りしておりますが、こちら併せてご覧ください。(1)認定世帯数及び児童生徒数、ア要保護世帯、0世帯0人、イ準要保護世帯、38世帯58人、小学生33人、中学生25人、ウ特別支援学級、4世帯4人、小学生3人、中学生1人でございます。認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして、一定基準の所得額での算定ということになっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合には不認定という基準を定めております。また、特別支援学級に在籍している児童生徒についての基準は、2.5倍に満たない場合となります。(2)不認定世帯数及び児童生徒数、12世帯21人、小学生15人、中学生6人でございます。(3)適用外世帯数及び児童生徒数、0世帯0人でございます。なお、別紙認定調書の表の右から2列目の判定欄で、認定世帯につきましては可、不認定世帯につきましては否と表記をしております。議案に戻りまして、3の認定開始日、令和5年4月1日でございます。なお、別紙につきましては、個人情報記載されておりますので、委員会終了後に回収をさせていただきます。また、併せまして、資料を付けております。こちらは、就学援助の認定者数について、平成26年度から本年度までの推移の表でございます。小学校、中学校、太線で囲んだ欄が要保護、準要保護、特別支援学級分に係る認定児童生徒数でございます。小学校は卒業学年が多かったが入学学年が少なかったことが今回減っている大きな要因です。また、中学校のほうは卒業学年が少なかったけれども入学学年が多かったことで昨年より増えている状況でございます。小学校、中学校全児童生徒数に対する認定者の割合は12.9%で、こ

らは昨年度とほぼ同じ状況でございます。なお、令和4年度は12.7%で、今年度が12.9%ということになってございます。以上、報告第23号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第23号の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第23号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第23号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第24号令和4年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。まず、助成の対象となる通学費につきましては、自宅から学校までの通学において公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合に適用し、その額の2分の1以内、上限は20,000円としているものでございます。申請及び助成状況について表により説明をいたします。学校の所在地別で申し上げますと、滝川市2校16人、砂川市1校5人、岩見沢市1校2人、芦別市1校1人、旭川市3校6人で合計8校30人、1年生12人、2年生14人、3年生4人でございます。通学費の合計は3,150,810円、助成額の合計は1,590,900円でございます。なお、別紙で報告第24号別紙として、令和3年度の申請及び助成状況の表をお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。令和3年度と4年度の状況を比較しますと、学校数では4校増、生徒数全体で12人増となっているところでございます。以上、報告第24号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第24号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第24号を報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第24号令和4年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第25号令和4年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願います。1の令和4年度英検申込者数及び合格者数の状況について、こちらの表につきましては、再受験したのものも含んでおります。英語検定につきましては、5月、10月、1月、年3回実施されておりまして、適宜、中学校で受験を奨励しながら取り組んでおります。各学年の合計では、上段の申込者数につきましては、1年生が33人、2年生が28人、3年生が17人、合計78人が受験を申込みしております。下段の合格者数は、1年生は23人合格しておりまして、基準となる5級が22人、基準以上の4級が1人合格しております。2年生は22人が合格しておりまして、5級が1人、基準となる4級が11人、基準以上の3級が7人、準2級が3人合格しております。3年生は10人が合格しておりまして、4級が4人、基準となる3級が5人、基準以上の準2級が1人合格しております。なお、卒業、中学校卒業段階での3年生の3級以上の合格者数は、令和4年度は3級が5人のほか、令和3年度に2年生で3級が2人合格しております。合わせて7人のうちから1人が準2級に合格しております。よって7人で、3年生46人に対して15.2%の取得率となっております。なお、冒頭、再受験者数を含んだ数値であることをご説明いたしましたが、再受験者は3人おります。内訳は、2年生の3級11人のうち1人、準2級5人のうち1人、3年生の準2級3人のうち1人、再受験者が合計3人でございます。次に2の令和4年度英検検定料助成状況についてですが、助成対象者の各学年の合計は、1年生が33人、2年生が26人、3年生が16人、合計75人、助成額の合計は263,600円でございます。なお、上記1の表の申込者数の78人と助成対象者数の合計75人の差3人につきましては、再受験者の3人でございます。検定料の助成は、各級の受験に対して生徒1人当たり各級において1回としているため、同一の級の再受験の検定料は助成対象外となっております。また、報告第25号別紙として、昨年度の状況を同じ表を載せてお配りしております。後ほどお目通しいただければと思います。以上、報告第25号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号令和4年度中学校英語検定助成等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号臨時代理の報告について



事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書15ページをお開き願います。1 報告事項、新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について。2 内容、別紙のとおりとしまして、16ページ、17ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について。新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領を次のとおり定めるとしまして、本要領の一部改正につきましては、北海道教育委員会の要領の一部改正に伴うものでございますが、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長が臨時に代理したものでございます。なお、この改正に係る通知につきましては、5月2日付で通知があり、5月8日から改正、施行となるということで、その間に教育委員会を開催することが不可能だったため、今回の臨時代理の報告とさせていただきます。17ページの報告第26号別紙の新旧対照表を併せてご覧ください。第2条中の第1号から第5号までを削除をして、第6号中、18ページの第6号中の「重症化しやすい基礎疾患を持つ職員など、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する」、そちらを次のとおり替えるものですが、「保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務をするよう指導を受けた」に改め、同号を第1号とし、同条中第7号を削除して、第8号中の「前7号」ってなっているものを「前号」に改め、同号を第2号とするものでございます。また、第4条第2項中の「災害事故休暇等」の前に「年次有給休暇及び」を加え、「休暇の併用」の前に「特別」を加えるものでございます。16ページをご覧ください。最後、附則として、この要領は、令和5年5月8日から施行をしております。以上、報告第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第26号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号臨時代理の報告については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第27号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書19ページをお開き願います。まず、不登校の定義についてご説明いたします。文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態にあるものと定義されています。これを基に、学校では不登校であるか否かを判断しております。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので、欠席日数にカウントはされておられません。これらを踏まえ、表についてご説明いたします。まず1つ目の表は、令和4年度中の小中学校児童生徒の不登校の状況をまとめた表でございます。小学校は、1年生1人、4年生1人、5年生1人、6年生2人で合計5人、全校児童に対する割合は1.53%。中学校は、1年生1人、2年生5人、3年生1人で合計7人、全校生徒に対する割合は4.61%でございます。2つ目の表は、本年度の4月1か月での不登校の状況でございます。小学校は、2年生1人、5年生1人、6年生1人で合計3人、全校児童に対する割合は0.94%、中学校は、1年生2人、2年生1人、3年生5人で合計8人、全校生徒に対する割合は5.00%でございます。1つ目の表は、令和4年度の児童生徒の各月の出欠日数の状況でございます。上段網かけ部分が欠席日数で、下段が出席日数でございます。2つ目の表は、本年度4月分の児童生徒の出欠日数の状況でございます。これら不登校児童生徒に対する学校及び教育委員会の対応といたしましては、文部科学省が示している不登校児童生徒への支援の在り方に基づいて、学校においては、児童生徒個々の不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援や働きかけを行う必要がありますので、担任、教頭、校長、生徒指導担当教諭等で組織を作って、学業の遅れや進路選択上の不利益などが無いよう、保護者や当該児童生徒と連携を密にし、継続的に対応をしている状況でございます。その中で、児童生徒の才能や能力に応じて、本人や保護者の意思も確認しながら、スクールカウンセラー、適応指導教室の活用や様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援につなげる努力をしているところでございます。学校と教育委員会との連携につきましては、毎月の定例教頭会議にて、不登校児童生徒の状況報告をいただいているほか、随時対応が必要な場合には、学校と相談、協議、連携をし対応をしている状況でございます。また、この件につきましては、今年3月の町議会定例会においても一般質問で不登校児童生徒に対する取組みについてということで質問があり、ただ今説明した内容のことを教育長から答弁をしている状況でございます。以上、報告第27号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第27号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第27号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第8号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書21ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、議決を求めるものでございます。この協議会は、本町における特別支援教育関係機関との連携協力を確保し、障がいのある児童生徒に適切な教育的支援を行うため設置しているものでございます。1任命しようとする者として、表をご覧ください。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書23ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項及び第2項の規定により委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。この協議会は、学校の運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として法に基づいて設置しているものでございます。1委嘱しようとする者として、表をご覧ください。2任期は、委嘱の日から令和6年3月31日まででございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書25ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員の欠員があったので、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規程により、委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。1 委嘱しようとする者は、新十津川小学校教頭、新十津川中学校教頭でございます。2 任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。なお、この任期は、前任の前新十津川小学校教頭及び前新十津川中学校教頭の残任期間でございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして令和5年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員